

平成27年8月5日  
第61回中小企業退職金共済部会  
資料6

平成27年6月19日開催  
林業退職金共済事業  
第30回運営委員会提出資料

## 林退共の加入促進について（報告）

（一社）日本林業協会 林業労働力対策部会

## 林退共の加入促進について

平成27年6月

- 日本林業協会林業労働力対策部会の下に置かれた「林業退職金共済事業の安定的な運営に向けた検討委員会」の下で、2の措置が行われること等も踏まえて関係者が有機的に連携して加入促進対策を推進。

### 1. 「林業退職金共済事業の安定的な運営に向けた検討委員会」を通じた加入促進（別添資料1）

関係者が連携して、加入促進に具体的に取り組み、その取組結果を毎年検証することにより、林退共への加入を促進。

### 2. 林退共の加入促進に向けた、又は資する予算措置等

- (1) 制度改正内容の普及（新規） 【厚生労働省】
  - 平成27年度予算において、掛金日額の引上げ・予定運用利回りの引下げ等について、勤労者退職金共済機構の本部・支部における周知広報・相談対応の経費を措置（12,238千円）。
- (2) 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業（拡充） 【林野庁】
  - これまで林業作業士の1年目研修生を対象として助成していた退職金共済制度等の事業主負担分について、平成26年度補正予算より助成の要件を退職金共済制度の加入を必須とするとともに、その対象を2、3年目研修生まで拡充。
- (3) 新規加入における掛金負担軽減措置（継続） 【厚生労働省】
  - 勤労者退職金共済機構の行う掛金負担軽減措置について、引き続き補助。
- (4) 民有林補助事業における措置（拡充）（別添資料2） 【林野庁】
  - 森林環境保全整備事業における標準単価に加算することができる社会保険料等の取扱いについて、林業退職金共済事業の掛金率の変化等を踏まえて、配点方法を見直し、平成27年度より退職金共済制度への加入がないと加算率が最大にならない等の改正を実施。

### 3. 積極的な周知活動の展開 【勤労者退職金共済機構、各団体】

- 2(1)の経費も活用して、本部・支部において周知広報活動を展開。
- 2(2)の「緑の雇用」現場技能者育成対策事業の説明会の場等において周知広報活動を実施。
- 林業大学校等において、将来の林業就業者に対して林退共制度をPR。
- 機構の林退共HPのトップページに加入促進コーナーを新設。
- 各団体における活動の中で、機会を捉えて林退共制度をPR。  
機構も各団体の協力を得て、総会、理事会等における説明、資料配付等を積極的に実施。

### 4. 都道府県別加入状況に応じた加入促進活動の検討

機構の有する都道府県別加入状況データと厚生労働省の有する労災保険加入状況データ、各団体の有する林業関係データ（伐採量、造林面積等）等を突き合わせて分析すること等を通じて、効果的な加入促進方法を検討。

林業退職金共済事業の加入促進に向けた推進体制について  
－労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会取りまとめをうけて－

(一社) 日本林業協会林業労働力対策部会

平成27年6月

1. 趣旨

- (1) 林業退職金共済事業（林退共）については、中小企業退職金共済法に基づき5年に一度の財政検証を行った労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会（以下「中退部会」という。）において、「新規加入者数が退職者数を上回る状況となるよう、事業者の努力と関係者の連携の下に、林退共の加入促進に積極的に取り組むこと。」との取りまとめが行われたところである（平成26年12月3日）。
- (2) この取りまとめをうけて、林退共の加入促進が図られるよう、関係者が連携して、加入促進の対応案を具体的に検討し、その取組結果を毎年検証する必要がある。

2. 推進体制及びスケジュール等

(1) 推進体制

- 日本林業協会林業労働力対策部会の下に平成26年4月から6月にかけて置かれた「林業退職金共済事業の安定的運営に向けた検討委員会」をこれに充てる。

(メンバー)

委員

全国森林組合連合会	常務理事	平之山俊作
全国木材組合連合会	副会長	島田泰助
全国素材生産業協同組合連合会・		
全国国有林造林生産業連絡協議会	専務理事	岩田茂樹
日本林業経営者協会	専務理事	山崎信介

オブザーバー

日本林業協会	会長	前田直登
勤労者退職金共済機構清酒製造業・林業事業部	部長	坂牧將勲
厚生労働省労働基準局勤労者生活課	課長	松原明紀
林野庁林政部経営課林業労働対策室	室長	岡井芳樹

- 事務局は厚生労働省及び機構林退共本部の協力を得て（一社）日本林業協会林業労働力対策部会が務める。

(2) スケジュール（毎年度）

- 6月（6月末の運営委員会の前）  
・前年度の取組成果の評価及び課題の整理
- 1月（新規加入のピークを迎える前）

- ・当年度の中間的な加入状況の報告
- ・次年度の加入促進対策の内容検討

(3) その他

- 本検討委員会の検討結果については、林退共運営委員会へ報告する。

森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について(平成23年3月31日付け22林整第857号林野庁森林整備部整備課長通知)  
一部改正新旧対照表(関連箇所抜粋)

		改	正	後	現	行																																					
第3 間接費		第3 間接費																																									
1、2【略】		1、2【略】																																									
3 社会保険料等については、施行地ごとに、事業に従事した各現場労働者について 社会保険等(労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金及び退職金共済制度)の加入状況に 応じ表1に示す点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて、標準単 価に表2に示す率を乗じた額を計算できるものとする。		<p>3 社会保険料等については、施行地ごとに、事業に従事した各現場労働者について 社会保険等(労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金及び退職金共済制度)の加入状況に 応じ表1に示す点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて、標準単 価に表2に示す率を乗じた額を計算できるものとする。</p> <p>(表1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>加入している場合の点数</th> <th>加入していない場合の点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労災保険</td> <td>6点</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>雇用保険</td> <td>1点</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>健康保険</td> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険</td> <td>9点</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>退職金共済制度</td> <td>2点</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>社業退職金共済制度以外 付帯退職金共済制度</td> <td>3点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(表2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平均点数</th> <th>加算率</th> <th>加算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7点未満</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>7点以上 13点未満</td> <td>5%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>13点以上 22点未満</td> <td>9%</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>22点以上</td> <td>15%</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table>							加入している場合の点数	加入していない場合の点数	労災保険	6点	6点	雇用保険	1点	1点	健康保険	5点	5点	厚生年金保険	9点	8点	退職金共済制度	2点	2点	社業退職金共済制度以外 付帯退職金共済制度	3点		平均点数	加算率	加算率	7点未満	0%	0%	7点以上 13点未満	5%	5%	13点以上 22点未満	9%	9%	22点以上	15%	15%
	加入している場合の点数	加入していない場合の点数																																									
労災保険	6点	6点																																									
雇用保険	1点	1点																																									
健康保険	5点	5点																																									
厚生年金保険	9点	8点																																									
退職金共済制度	2点	2点																																									
社業退職金共済制度以外 付帯退職金共済制度	3点																																										
平均点数	加算率	加算率																																									
7点未満	0%	0%																																									
7点以上 13点未満	5%	5%																																									
13点以上 22点未満	9%	9%																																									
22点以上	15%	15%																																									